

令和 8 年 7 月 1 5 日

**南相馬市農業委員会
7 月定例総会議事録**

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年7月15日(水) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

(1) 農業委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	欠	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

(2) 農地利用最適化推進委員

地区	氏 名	出欠
小高区	発 田 栄 一	出
鹿島区	西 達 也	出
原町区	木 幡 有 助	出

2. 出席職員

(1) 事務局

- ①局 長 戸浪 誠 ②主 査 林 雄司 ③主 査 宮本 達男
④副主査 福島 沙奈

(2) 農地集積課

- ①主 査 遠藤 昌治 ②副主査 穴戸 達弥

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 19 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 20 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 5	報告第 21 号	違反転用事案の報告について
日程第 6	議案第 70 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 71 号	農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 72 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 9	議案第 73 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 10	議案第 74 号	農地法第 4 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 11	議案第 75 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 76 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 77 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 78 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 79 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 80 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和8年7月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、3番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号13番委員、14番委員、15番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。6月17日、南相馬合同庁舎において、令和8年度相双農林事務所管内農業委員会研修会に出席いたしました。相双管内の農業委員会会長及び事務局職員が一同に会し、「営農型太陽光発電事業の現状と課題」、「農地転用事案への対応」、「農業委員会交付金事業」などの内容を共有しました。また、質疑応答では各市町村が判断を迷うような事例が上げられ、それに対して相双農林事務所から見解が示されるという形式で、有意義な内容であったと感じました。事務局においては、今回の研修内容を共有し、業務に活用されることを望みます。

次に、7月2日に広野町役場において、浜通り地方農業委員会協議会総会に出席しました。令和7年度事業報告並びに収支決算承認など、全部で3つの議案について審議し、全て可決となりました。

以上をもって、諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第19「専決処分 of 報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第19号、専決第9号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、専決処分により許可指令書を交付した事案が1件ありました。これは、令和8年5月15日に開催された定例総会において、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」審議いただいた案件の事後処理となります。買受適格証明を受けた者が、競売にかけられた農地の最高落札者となったため、改めて農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったものです。申請内容については買受適格証明願のときと変更がなかったため、前回審議で決定したとおり、会長専決により処理いたしました。詳細については整理簿に記載のとおり、令和8年7月1日付けの専決処分であり、3日付けで申請者

に交付いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第20号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第20号についてご説明いたします。議案書の5ページから20ページになります。今回、90件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第21号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページ、申請番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成2年頃に父親と共有で住宅を建築し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号2番については、昭和62年頃に一般住宅を建築し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

次に、整理番号3番については、昭和45年頃に一般住宅に併設された駐車場として整備し、現在まで使用しています。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するもの

です。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第70号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が7件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。それではまず、「1. 利用権設定関係（福島復興再生特別措置法第17条の28第3項関係）」の、整理番号3番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、12番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号3番の説明を求めます。

農地集積課 議案第70号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の24ページ、整理番号3番につきましては、小高区岡田地区内におけるほ場整備事業の換地に係る新規契約となります。借り手につきましては、議案書の28ページ、49番となります。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。12番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは次に、「１．利用権設定関係（福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項関係）」の整理番号５６番を審議いたします。農業委員会法第３１条の規定により、８番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号５６番の説明を求めます。

農地集積課 議案書の２９ページ、整理番号５６番につきましては、原町区南部地区における担い手への集積に係る新規契約となります。こちらは借り手としての契約となっており貸し手につきましては、議案書の２９ページ、５４番及び５５番となります。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。８番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは次に、「１．利用権設定関係（福島復興再生特別措置法第１７条の２８第３項関係）」の整理番号６９番を審議いたします。農業委員会法第３１条の規定により、６番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号６９番の説明を求めます。

農地集積課 議案書の３０ページ、整理番号６９番につきましては、小高区飯崎地区における担い手への集積に係る新規契約となります。こちらでも借り手としての契約となっており貸し手につきましては、議案書の３０ページ、６１番から６４番となります。賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。6番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは次に、「3. 利用権設定関係（農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項関係）」の整理番号94番及び96番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定を準用し、鹿島区の農地利用最適化推進委員には、この間、退席をお願いします。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号94番及び96番の説明を求めます。

農地集積課 議案書の44ページ、整理番号94番及び96番につきましては、鹿島区浮田地区における担い手への集積に係る新規契約となります。賃借料につきましては、貸し手借り手が同一のため、改善組合の規定による金額となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。鹿島区の農地利用最適化推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは次に、「3. 利用権設定関係（農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項関係）」の整理番号99番及び100番を審議いたし

ます。農業委員会法第31条の規定により、5番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号99番及び100番の説明を求めます。

農地集積課 議案書の44ページ、整理番号99番及び議案書の45ページ、整理番号100番につきましては、鹿島区右田海老地区における担い手への集積に係る新規契約となります。賃借料につきましては、貸し手借り手が同一のため、改善組合の規定による金額となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。5番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 まず、議案第70号について、正誤表により訂正がございます。議案書の33ページ、整理番号94番及び95番につきましては、削除となります。また、議案書の46ページ、整理番号5番のほ場面積について誤りがありましたので、読み替えをお願いいたします。

それでは、残り全部の案件について説明いたします。対象となる地区は22地区、利用権の設定が197件、再転貸が21件となっております。議案書の24ページから28ページ、整理番号1番から49番につきましては、小高区岡田地区におけるほ場整備事業の換地に係る新規契約となります。

議案書の28ページから29ページ、整理番号50番及び51番につきましては、原町区高平中部地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の29ページ、整理番号52番及び53番につきましては、原町南部地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号57番及び58

番につきましては、小高区東部地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号５９番及び６０番につきましては、小高区一般地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の３０ページから３１ページ、整理番号６５番から７１番につきましては、小高区飯崎地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の３１ページ、整理番号７２番から７５番につきましては、小高区北部地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号７６番から８０番につきましては、原町区上太田地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の３２ページ、整理番号８１番及び８２番につきましては、原町区一般地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号８３番から９０番につきましては、小高区村上福岡地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の３３ページ、整理番号９１番から９３番につきましては、原町区太田地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の３４ページ、整理番号１番につきましては、原町区上太田地区における再転貸契約となります。整理番号２番から４番につきましては、原町区高平中部地区における再転貸契約となります。

議案書の３３ページから４４ページ、整理番号１番から９２番につきましては、鹿島区栃窪地区におけるほ場整備事業の換地に係る新規契約となります。

議案書の４４ページ、整理番号９３番及び９５番につきましては、鹿島区浮田地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号９７番及び９８番につきましては、鹿島区北海老地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の４５ページ、整理番号１０１番から１０４番につきましては、鹿島区西真野地区における担い手への集積による新規契約となります。

議案書の４６ページ、整理番号１番から３番につきましては、鹿島区真野地区、右田海老地区、八沢第一換地区における一括前払い対象ほ場の再転貸契約となります。

議案書の４６ページから４７ページ、整理番号４番から１７番につきましては、鹿島区右田海老地区、上栃窪地区、八沢第一換地区、鹿島西部地区、西真野地区における一括前払い対象以外のほ場の再転貸契約となります。

いずれの案件も、賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第71号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与に該当する案件が2件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。それではまず、整理番号1番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、1番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号1番の説明を求めます。

農地集積課 議案第71号整理番号1について説明いたします。議案書の50ページから69ページになります。鹿島区小島田西地区におきまして、担い手が逝去されたことに伴い、新たな担い手を選定したことから、農用地利用規程を改正することに対して意見を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、55ページとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

16番委員 規約の中に役員報酬が記載されているが、今回から記載するようになったのか教えてください。

農地集積課 役員報酬につきましては、各営農改善組合で組合員の合意の上で総会を通して、役員報酬の支出や金額の多寡について決めていると思いますが、小島田西地区は、規約の第8条で役員報酬を定めているところです。こちらについては、前回より規約に設定されております。

16番委員 役員報酬等を支出するということは、組合費を徴収しているということですか。

農地集積課 小島田西地区につきましては、組合費を特段定めておりませんが、これまでの集積状況によって得られた協力金等を原資にして、支出されていると伺っております。

16番委員 小島田西地区以外にも、規約で定めている地区はありますか。

農地集積課 小島田西地区以外にも、役員報酬を定めている地区は数箇所ございます。一方で、活動が本格化しておらず支出まで至っていない地区があると伺っております。

16番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

15番委員 役員報酬等を支出しているということは、総会で会計報告もなされているということでしょうか。

農地集積課 総会等での決算につきましては、実施していることを確認しております。

15番委員 実施しているのであれば、資料にも載せる必要があると思います。開示義務があると思いますが、いかがでしょうか。

農地集積課 今回、議案として上程しておりますのは、農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を設定するときは、農業委員会に意見を求めなければならないことから、提出しております。各団体の予算の執行状況や監査状況については、各団体の監査役員の中で、監査等も適正に処理されていると理解しております。

15番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。次に、整理番号2番を審議いたします。本件についても1番委員は議事参与の制限がありますので、退席を継続願います。また、農業委員会法第31条の規定を準用し、鹿島区の農地利用最適化推進委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号2番の説明を求めます。

農地集積課 議案第71号、整理番号2番について、説明いたします。議案書の64ページから79ページ、本日お配りしました別冊資料の1ページから2ページになります。鹿島区小島田地区におきまして、担い手が逝去されたことに伴い、新たな担い手を選定したことから、農用地利用規程を改正することに対して意見を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、70ページとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 集積する目的はゾーニングだと思いますが、そのゾーニングが疎らになっていると思うのですが、これについて、指導や助言は行っているのでしょうか。

農地集積課 小島田地区につきましては、真野地区を含めたほ場整備を実施して、最終的に担い手へ集積したところです。ほ場整備の要件としまして、1ヘクタール以上の農地を連たんさせて面的集積を向上させることが、ほ場整備の要件として定められており、実際は疎らとなっておりますが、ほ場整備上の要件は満たしているところです。ただし、集積については、農業経営を改善し、収益化を目指す形で集積を進めていただくよう地域の集まり等で、指導や助言を行っているところです。地元の方々の意向等も調整した上で、今回の計画になっているところです。他の地区についても、同様にほ場整備上の要件を満たすよう進めておりますが、今までの経緯に配慮した上で、決定しているものと理解しております。

15番委員 担い手への集積というのは、そもそも効率化が目的だと思います。特に、小島田地区はほ場面積が広く、スマート農業を導入していく上でもある程度ゾーニングが必要だと思います。地域計画の面でも鹿島区は疎らになっていることから、ほ場ごとに整備するよう指導していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農地集積課 効率化に向けて、これからも指導してまいりたいと思っております。現状は、地域の実情に合った形で進めておりますが、15番委員ご指摘の内容を推進してまいりたいと考えております。

15番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。1 番委員、鹿島区の農地利用最適化推進委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第71号の残り全部について、説明いたします。対象地区は4地区となっております。整理番号3番については、議案書の80ページから91ページになります。鹿島区上栃窪地区におきまして、担い手の法人化並びに農用地の利用調整が行われましたので、農用地利用規程を改正することについて、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、86ページになります。また、別冊資料の3ページから4ページが営農計画図となっております。

次に、整理番号4番については、議案書の92ページから104ページになります。鹿島区南屋形地区におきまして、担い手の法人化に基づきまして、農用地利用規程を改正することについて、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、98ページになります。また、別冊資料の5ページから6ページとなります。

次に、整理番号5番については、議案書の105ページから113ページになります。鹿島区西真野地区におきまして、担い手が逝去されたことに伴い、新たな担い手を選定したことから、農用地利用規程を改正することについて、意見を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、109ページとなっております。また、別冊資料の7ページが営農計画図となっております。

次に、整理番号6番については、議案書の114ページから124ページになります。原町区上太田地区におきまして、新規の担い手を選定したこと並びに農用地の利用調整が行われましたので、農用地利用規程を改正することについて、審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、120ページになります。以上4件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第8、議案第72号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の126ページから129ページになります。申請番号1番から7番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。

なお、申請番号5番について補足いたします。過去に先代同士が土地交換しましたが、名義変更を遺漏していたため、改めて贈与登記を行う予定で申請されているものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第73号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第73号についてご説明いたします。議案書の130ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第74号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第74号についてご説明いたします。議案書の131ページ、申請番号1番について、当事者の住所氏名、土地の所在、事業計画を変更する理由は記載のとおりです。当該地は、営農型太陽光発電設備を設置する目的で、令和元年に一時転用許可を受けて事業を実施しています。許可後から令和7年度までは発電設備下で「ナタネ」を栽培してきました。当初は周辺ほ場と遜色ない育成が保てていましたが、連作障害により収穫量も年々漸減しており、令和7年産は刈り取りが行えないほどになり、これ以上の栽培は困難なことから、近隣圃場で安定して生産している「ヒサカキ」の栽培に切り替えて、持続性のある営農を継続するため事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、6番委員。

6番委員 議案第74号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページになります。申請内容は記載のとおりです。なお、この案件と、議案第76号申請番号2番から4番は、同一ほ場となっておりますのでご承知おきください。去る7月14日午後4時より、営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第75号についてご説明いたします。議案書の132ページ、申請番号1

番から2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、農家住宅等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第21号整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

次に、申請番号2番については、駐車場を整備するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 議案第75号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第75号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月13日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第76号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 まず、議案第76号について、正誤表により訂正がございます。申請番号1番

の関連議案について誤りがありましたので、読み替えをお願いいたします。

それでは、議案第76号についてご説明いたします。議案書の133ページから137ページ、申請番号1番から5番について、申請当事者、土地の表示、事業計画変更の事由については、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、本案件は、既に許可を受けているが事業未着手の案件について、事業計画の変更に伴い、当初許可人と異なる者が一般住宅を建築するものです。なお、現時点で申請地は農地であるため、新たに農地法第5条による農地転用が必要となります。新たな農地転用の内容については、議案第78号申請番号2番にて、ご審議いただきます。

申請番号2番から5番については、いずれも営農型太陽光発電施設の太陽光パネル下部で営農する作物を変更するものであり、営農者は備考欄に記載のとおりです。先ほどご審議いただいた、議案第74号と連たんする同一ほ場となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第76号申請番号1番については、議案第78号申請番号2番の関連案件となりますので、議案第78号で現地調査の結果を報告させていただきます。以上です。

議 長 次に、申請番号2番から5番について、6番委員。

6番委員 議案第76号申請番号2番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月14日午後4時より、営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、営農者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第77号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件が1件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。それではまず、申請番号3番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、8番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号申請番号3番についてご説明いたします。議案書の139ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、当該地は、ほ場整備事業（県営農山村地域復興基盤総合整備事業（原町南部地区））により創設された非農地となります。土地改良事業計画に基づき、申請者が農業用施設（農業用倉庫）を設置するため、転用許可を受けるものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第77号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。8番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは残り全部について審議いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号の残り全部についてご説明いたします。議案書の138ページから139ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、報告第21号整理番号2番の関連案件であり、違反の追認を受ける農地転用です。

申請番号2番については、報告第21号整理番号3番の関連案件であり、違反の追認を受ける農地転用です。申請番号4番については、将来的に両親の営む農業を継承するため、両親自宅の隣地に住居を移したく、申請地の転用許可を受けるものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、10番委員。

10番委員 議案第77号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月13日午後3時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、3番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第77号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月14日午後1時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、9番委員。

9番委員 議案第77号申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午

前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第78号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第78号についてご説明いたします。議案書の140ページから144ページ、申請番号1番から9番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号1番については、ほ場整備事業（県営農山村地域復興基盤総合整備事業（原町南部地区））により創設された非農地となります。土地改良事業計画に基づき、申請者が資材置場として利用するため、転用許可を受けるものです。

 申請番号2番については、議案第76号申請番号1番の関連案件です。申請者が現在居住しているアパートが、子供の成長に伴い手狭となったため、新たに戸建住宅を建築したく、必要な転用申請をするものです。

 申請番号3番については、申請地周辺での戸建住宅の需要に応えるため、建売住宅を建築・販売するために必要な転用申請をするものです。なお、当該地については、区画内の宅地化進行率が40%を超えており、第3種農地となります。

 申請番号4番については、ほ場整備事業（県営農山村地域復興基盤総合整備事業（原町南部地区））により創設された非農地となります。土地改良事業計画に基づき、申請者が駐車場として利用するため、転用許可を受けるものです。

 申請番号5番から9番については、いずれも比較的小規模な野立型の太陽光発電設備の建築に係るものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番、4番、7番、9番について、13番委員。

13番委員 議案第78号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地

案内図は10ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前11時より、代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は12ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は15ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は17ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月10日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、16番委員。

16番委員 議案第78号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月13日午後2時50分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、3番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第78号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は11ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る7月14日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調

查しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号５番、６番、８番について、１２番委員。

１２番委員 議案第７８号申請番号５番、６番、８番については、太陽光発電設備の設置であり、代理人行政書士も同一のため、一括して現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は１３ページ、１４ページ、１６ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る７月１３日午前９時２０分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第１５、議案第７９号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 まず、議案第７９号について、正誤表により訂正がございます。申請番号１番の申請事由について誤記がありましたので、読み替えをお願いいたします。

 それでは、議案第７９号についてご説明いたします。議案書の１４５ページ、申請番号１番から２番について、土地の所在、地番、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、申請者が現在貸家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、義父が所有する土地を借り受けて、自己用住宅を建築するため、必要な転用申請をするものです。

 申請番号２番については、隣接地の工事のため、令和９年３月３１日までの期間の一時転用により、現場事務所等を造成するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１番委員。

1 番委員 議案第 79 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 18 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 7 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 79 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 19 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 7 月 8 日午前 11 時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 80 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 80 号についてご説明いたします。議案書の 146 ページから 148 ページ、申請番号 1 番から 8 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番から 4 番について、8 番委員。

8 番委員 議案第 80 号申請番号 1 番から 4 番について、現地調査の報告をいたします。去る 7 月 7 日午後 1 時より、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 1 名、合計 4

名で現地調査を行いました。申請番号1番から4番について、現地の状況が同様なため、一括して報告いたします。現地案内図は20ページから23ページです。申請のあった4件、計8筆については、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上4件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 次に、申請番号5番から8番について、12番委員。

12番委員 議案第80号申請番号5番から8番について、現地調査の報告をいたします。去る7月7日午後2時30分より、農業委員2名、推進委員1名、事務局1名、合計4名で現地調査を行いました。申請番号5番から7番について、現地の状況が同様なため、一括して報告いたします。現地案内図は24ページから27ページです。申請のあった3件、計23筆については、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号8番について、報告いたします。現地案内図は28ページです。申請のあった6筆すべて、全面に杉や雑木が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

以上4件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件及び議案11件、合わせて14件の審議を全て終了いたしました。これをもって、7月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後3時40分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和8年7月15日

議事録署名人（13番・ハマダ ケンジ）

議事録署名人（14番・キヨノブ シンイチ）

議事録署名人（15番・コンノ ヒデユキ）
